

季節性インフルエンザ発症の場合

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザのW流行が心配されている昨今。柏崎市教育委員会と柏崎市医師会による協議・確認の上、以下のような取り扱いをする旨の連絡がありましたのでご連絡します。

《季節性インフルエンザについて》

- ・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。
【基準：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】
この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。
- ・医療機関でインフルエンザの診断が出た場合、学校にご連絡ください。『療養解除届（インフルエンザ用）』（裏面参照）をお届けします。
- ・従来の『登校許可証』の相違点
 - ① 保護者が記入するものであること
 - ② 登校するに当たり再受診の必要がない（ただし、医師の指示があった場合にはそれに従う）こと

- * 新型コロナウイルス感染症の発症があった場合には『療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）』（保護者記入・再受診必要なし）をお届けします。
- * 上記以外の学校感染症（水痘、溶連菌感染症等）の場合には従来の『登校許可証』（医療機関記入・再受診必要あり）をお届けします。

12月6日(火)～8日(木)は「すこやかデー」

健やかな成長のため、感染症対策の観点からも規則正しい生活を送ることは重要です。特に『早寝早起き』『減メディア』に重点を置き、よりよい生活習慣の定着を目指しているところです。例年、これからの時期、『宵っ張りの朝寝坊』の子が増える傾向がみられます。下の基準について再度、親子で確認し、ご支援をお願いします。

早起き：起床は6時30分までに

早寝：1,2年生は9時までに 3,4年生は9時30分までに 5,6年生は10時までに

減メディア：メディア利用は2時間以内、寝る前30分はメディアをやめる

*水曜日はノーメディアデー